

平成 25 年産米のモニタリング検査概要について

平成 25 年 11 月 1 日
農 政 部

I 基本的な考え方

- 平成 24 年産米の取組を踏まえ、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組合せて安全を確保
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥後の玄米を検査

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

対象区域	取組内容・検査密度	本県該当市町（旧市町村）	検査点数
【全戸生産出荷管理】 (1) 24 年産米の検査で 50Bq/kg を超える放射 性セシウムが検出され た旧市町村	①農家台帳の整備 ②吸収抑制対策等実施・確認 ③全戸検査 出荷農家当たり 1 点	・日光市(日光町、今市町) ・那須町(那須村(高久乙、高久丙))	232 153 小計 385
(2) 24 年産米の検査で全 戸検査を実施した旧市 町村 ※(1)の旧市町村を除く	①吸収抑制対策等 ②抽出検査 作付面積 70ha 当たり 1 点 (旧市町村で 3 点以上)	・日光市(小来川村、落合村) ・鹿沼市(西大芦村) ・那須町(那須村(豊原甲、豊原乙、 豊原丙、寺子乙、寺子丙、高久 甲、漆塚、大島)、芦野町)	8 3 31 小計 42
(3) その他の地域	①必要に応じ吸収抑制対策 ②抽出検査 市町村ごとに 3 点以上	・ 26 市町 (上記(1)、(2)を除く市町村)	小計 78

合計検査予定点数 505 点

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調整された玄米を出荷前の段階でサンプリング
- (2) 農業試験場又は国の指定検査機関において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

3 検査結果の取扱い

(1) 出荷可否の判断

- ア 検査区域の全検体が 100Bq/kg 以下であった場合は、当該区域の出荷待機を解除
- イ ただし、表内の(2)及び(3)の区域において、50Bq/kg 超、100Bq/kg 以下の放射性セシウムが検出された場合は、検査密度を全戸検査に引き上げ、検査区域の全検体が 100Bq/kg 以下であった場合は、当該区域の出荷待機を解除
- ウ 100Bq/kg 超の放射性セシウムが検出された場合は、地域的な広がりを確認した上で、再度、100Bq/kg を超える放射性セシウムが確認された場合、当該区域の出荷自粛を要請